

# 生活保護受給者の社会的な居場所づくりと 新しい公共に関する研究会（第5回）

日程：平成22年6月7日（月）  
15：00～18：00

場所：航空会館2階201会議室  
（東京都港区新橋1丁目18番1号）

## 1 議事次第

### （1）開会

### （2）ワールド・カフェ方式による意見交換会

テーマ「生活保護受給者の社会的居場所づくりをすすめていくために必要なこと」

### （3）閉会

## 2 配布資料

### （1）稲葉委員からの提出資料：参考1

本研究会を毎回傍聴している宮本さん(生活保護を受給されている当事者の方)から「生活保護を受給すること」と「居場所」に関するご意見をいただきましたので、提出させていただきます。ぜひこうした当事者の声を議論に反映させていただければと思います。

稲葉剛(NPO法人自立生活サポートセンター・もやい)

## 生活保護を受給して ～私の安心できる居場所～

宮本 2010/6/7

### [生活保護・受給してからの苦しみ]

生活保護を受給して、「良かったね」と言ってくれる人は少ないと思う。

たとえ、そう言ってくれる人がいたとしても、それは支援団体の人達や、「生活保護」の意味を理解してくれている人だと思う。

受給していて、辛いと思う事は沢山ある。

1. 受給日の日に、お金を受け取りに市役所行った際、ケースワーカーの人の対応が冷たい。
2. 病院に行きたくて、医療券を取りに市役所に行った際、ケースワーカーの人の対応が冷たい。
3. 病院に行った際、お会計の時に診察券だけ返されるのが辛い。病院の受付の人の態度や、周りの患者さん達の目が気になる。
4. ケースワーカーの人に「働いて下さい」と追い立てられるのが辛い。
5. 友人に「生活保護を受給している」という事が打ち明けられない事が悲しい。
6. 友人の結婚式に行けない事や、出産祝いができない事が悲しい。
7. 「生活保護」を受給しているという事が自分自身で受け入れられない。

辛い事を上げれば切りがなく、きっとこれらの出来事は、生活保護を受給した者にしか分からない思いなのだと思う。

これらの中で、私が一番悲しいのは「友人に打ち明けられない事」と、自分自身が「生活保護制度」の事を受け入れられない事だ。

私には、どうしてもこの事を打ち明けたい友人がいる。

でも私は、未だにこの事を打ち明ける事ができず、「今どこで働いているの?」という友人の問いに対して、「喫茶店で働いている」という嘘をつき続けている。

でも、もし私が「生活保護を受給しているんだ」とその友人に言えば、きっと理解してくれるかもしれない。だけど、理解してくれないかもしれない・・・

私がそう思うてしまうのは、以前、別の友人に「実は私、今生活保護を受給しているんだ」と打ち明けた事があった。

その友人は、一生懸命理解してくれようとしたけれど、最後に言われた言葉が「働かなくてもお金が貰える、楽しんでお金が貰える。というふうに思わないで」と言われ、「私は、あなたの事を信じている」と言われた。それを聞いた私は、何だか複雑な気持ちだった。これらの言葉は、友人なりの励ましの言葉だったかもしれないが、私はとても傷ついてしまった。

でもその一方で、この友人の反応こそが、今の「生活保護」に対する、世間一般の人達の反応だとも思った。「生活保護」を受給する事が、まるで「悪」のように言われ、「恥」とされている。

そして何よりも辛いのは、私自身が「生活保護を受給している」という自分に対して引け目を感じているという事だ。

生活保護のお金で何かを買おうとした時、私はいつも「このお金は国のお金から出ている、みんなの税金から出ているのだ・・・」と思ってしまう。「もう少し自分で、何とかできたのではないか・・・」とか、「私はやっぱり甘えているのか・・・」とか。そんな事を思っていると、どうしても受け入れる事ができない。

## 【二度目の生活保護】

生活保護を受給するのは、実はこれで二度目。

一度目は今から5年前、精神疾患を患い、働けなくなって、生活が苦しくなってしまった。

一人暮らしをしていた私は、どうすればよいのか分からず、死ぬ事ばかり考えていた。

そんな時、見るに見かねた母親が「生活保護を申請しよう」と言ってくれて、私はその時初めて「生活保護制度」の事を知り、この制度の事を聞いた時「なんて素晴らしい制度があるのだろう」と思った。でも申請するのは大変で、私は何をどうすればよいのか分からず、全て母親が手続きをしてくれた。私は、母親に頼り、母親のおかげで申請する事ができた。

でも生活保護を受給してからも、私は何だか苦しかった。それは、母親が全部やってくれて、自分自身で勝ち取った権利ではなかったからだと思う。だから私は、早く生活保護から抜け出したいとたまらなかった。

私は2年間受給し、アルバイトが決まり、ようやく生活保護から抜け出せる事が出来た。

「もう絶対、生活保護には戻らないぞ!」と心に誓った。

それから3年後、私はまたあの5年前と同じ状況に陥ってしまった。

このままでは、生きていけなくなってしまう。でも今の私は、「生活保護制度」の事を知っている。

自分が生活できなくなってしまった時、何をどうすればいいのかという方法を知っている。

でも生活保護を申請しようと決意するのは抵抗があったし、またあんな惨めな思いをするのかと思うと、とても嫌だった。

でも私は、生きなければならず、生き延びる為にはこの制度を使うしかなく、だから今度は私が、自分自身で決め、自分で申請しようと決めた。

まず、市役所に相談、案の定申請書は出してはくれず、「もやい」に相談。「もやい」の人に生活保護申請の同行をしてもらい、申請、受給する事ができた。

こうして今、私は生き延びる事ができている。

一度目の生活保護受給と、今回の生活保護受給の大きな違いは、「自分自身で決め、相談し、申請した」という事だと思う。

一度目の時は、受給している事に対して引け目を感じ、家にひきこもっている事が多く、自分の活動できる場所や「自分の居場所」を見つける事ができなかった。

でも今は、引け目は感じてはいるけれど「もやい」の人達を通じて、いろいろな活動に参加したり、いろいろな人達と出会う事ができている。

二度目の生活保護は、私にとって「人との繋がり」や「居場所」「新しい自分の発見」を与えてくれた。そういう意味で、今回のような体験は、私には「意味」のあるものだった。

今まで私は、自分の人生が恥ずかしいと思ってきたが、このように考えてみると、今までの自分の人生が肯定できたような感じがした。

## 【働くということ・生きるということ】

私は今、働く事が怖いと思っている。

こんな事を言うと「何を言っているんだ」とか「みんな大変だけど働いているんだ」とか言われてしまう。

「働く」ということは、「お金のため、生活のため」人によって様々だと思う。

だけど、私は「働く」という「意味」がわからないでいる。

今の私は「働く」という場所が、戦場のようで、みんな敵で、お互い蹴落としている・・・という感じがしてしまう。

朝の通勤電車でも、何かに追い立てられているような気がするし、とても息苦しい。

私は今、「野宿者支援」のボランティアに参加していて、まだほんの数回しか行っていないけれど、その場所に行くと「働く」ということ「生きる」ということは何かを考えさせられる。

以前私は、野宿している人達との共同炊き出しに、参加した事があった。みんなでカレーを作ろう！という炊き出しで、最初私は、衛生面で気になってはいたけれど、やっている内にだんだん楽しくなってきた、最後はみんなと一緒にカレーを食べていた。

この時、みんなで作業していて思った事は、「働く」ってこういう事なんだなと感じた。

みんながそれぞれ自分のペースで動いており、早い人もいればゆっくりな人もいて、みんなで助け合っている感じがして、一緒に作業をしていて、とても居心地が良かった。

市場で働くという事ではないけれど、みんな「働いている」のだなと感じた。

私は今、働く事が怖いし、生活保護の事を受け入れられずにいたりする。

これからも私は、周りからの人から「甘えている」とか「楽しんでいる」とか言われたり、冷ややかな目で見てくる人達と出会うだろう。

でも私は、もう一人ではなく、支えてくれる仲間がいたり、いろいろ話せる場所がある。

このような人・場所の繋がりを意識しながら、いろいろな感情と折り合いをつけながら「働く」ということ「生きる」ということを考えていきたいと思う。

傍聴者（ギャラリー）のみなさまへ

## “居場所カフェ”のご案内

本日は、お忙しい中研究会の傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

「第5回生活保護受給者の社会的な居場所づくりと新しい公共に関する研究会」では、“ワールド・カフェ”方式\* による、“居場所カフェ”をオープンします。

毎回の研究会で、一つのテーブルを囲んでいるメンバーが“居場所カフェ”のお客様です。今後どのように、新しい公共の考え方のもとで生活保護受給者の社会的な居場所づくりをすすめていくことができるか、これまでの報告や議論をふまえて意見交換し、共有化をはかっていくために、1日限りのカフェを開店いたしました。

本日の進行は、“居場所カフェ”マスターの新保美香が担当いたします。傍聴してくださるみなさまには、ぜひ“ギャラリー”として、メンバーの意見交換が発展していくよう、あたたかく見守っていただけたらと存じます。また、ギャラリーのみなさまにも、“居場所カフェ”を、より豊かな空間・時間とするために、お力添えをいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

### \* “ワールド・カフェ”とは？

ワールド・カフェは、メンバーの組み合わせを変えながら、小グループで話し合いを続けることにより、参加者全員で話し合っているような効果が現れる対話の手法です。リラックスした雰囲気の中で行われる対話から、テーマを探求し、アイデアを発展させ、気づきを統合するとともに、そこから、あらたな発想を生み出していきます。

企業や、市民活動等の様々な取り組みの中で、広く取り入れられている手法です。



→裏面もご覧ください。

### <最初の話題>

カフェのメンバーが自己紹介しているときに、ギャラリーのみなさま同士で、よかったらお話してみてください。自己紹介の内容の例として、以下を参考にしてください。

#### <自己紹介の内容：例>

- ① お名前や所属等：お差しつかえない程度に・・・。
- ② この研究会の傍聴を試みようと思ったきっかけ
- ③ あなたにとっての「居場所とは？」：思いつくままにサラリと…。

### <二つ目の話題>

カフェが、本格的に進行している時に、よかったら、以下のようなことをおしゃべりしてみてください。（カフェのメンバーが意見交換に集中できるよう、声の大きさなどご配慮いただければ幸いです。）

→「新しい公共の考え方のもとで、生活保護受給者の社会的居場所づくりをすすめていくうえで必要なこと」

### <最後に・・・>

マスターから、「コメントシート」をお渡しします。

もしよろしければ、コメントシートにご記入いただき、この研究会での取り組みがよりよく展開していくよう、メッセージのご記入をお願いいたします。

### <参考文献>

ワールド・カフェに関心を持たれた方は、以下の文献をご覧ください。

香取一昭・大川恒著 『ワールド・カフェをやろう！』日本経済新聞出版社 2009年。

アニータ・ブラウン/デイビッド・アイザックス/ワールド・カフェ・コミュニティ著

香取一昭・川口大輔 翻訳

『ワールド・カフェ ～カフェ的会話が未来を創る～』 ヒューマンバリュー 2007年。

## 「新しい公共」宣言 要点（「新しい公共」円卓会議による提案）

- ◇ 「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。（次ページの「イメージ図」参照。）
- ◇ 「新しい公共」の主役は国民である。国民自身が、当事者として、自分たちこそが社会を作る主体であるという気持ちを新たにし、ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本だ。ひとりでは到底解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが大事なのだ。
- ◇ 企業も「新しい公共」の重要な担い手である。企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を実現することが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起こっている。「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。一方、NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体が継続的な活動を行える仕組みを作る事は、よりよい社会を構築するための多様性を確保するという視点から重要である。
- ◇ 「新しい公共」を実現するには、公共への政府の関わり方、政府と国民の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。政府は、思い切った制度改革や運用方法の見直し等を通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、「国民が決める社会」を作る。
  - ・税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進め、特に、円卓会議における総理からの指示（税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人）を踏まえて検討を進める事を強く期待する。
  - ・関係各省庁の壁を乗り越え、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る事、および、政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要。
  - ・国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設することが必要。
  - ・公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資の推進をすることが望まれる。
- ◇ 「新しい公共」が作り出す社会は、すべての人に居場所と出番があり、みなさんが人に役立つことの喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、ひとびとの生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。
- ◇ なお、今後の政府等の対応などをフォローアップし、また、「新しい公共」について引き続き議論をする場を設けることが望ましいと考える。

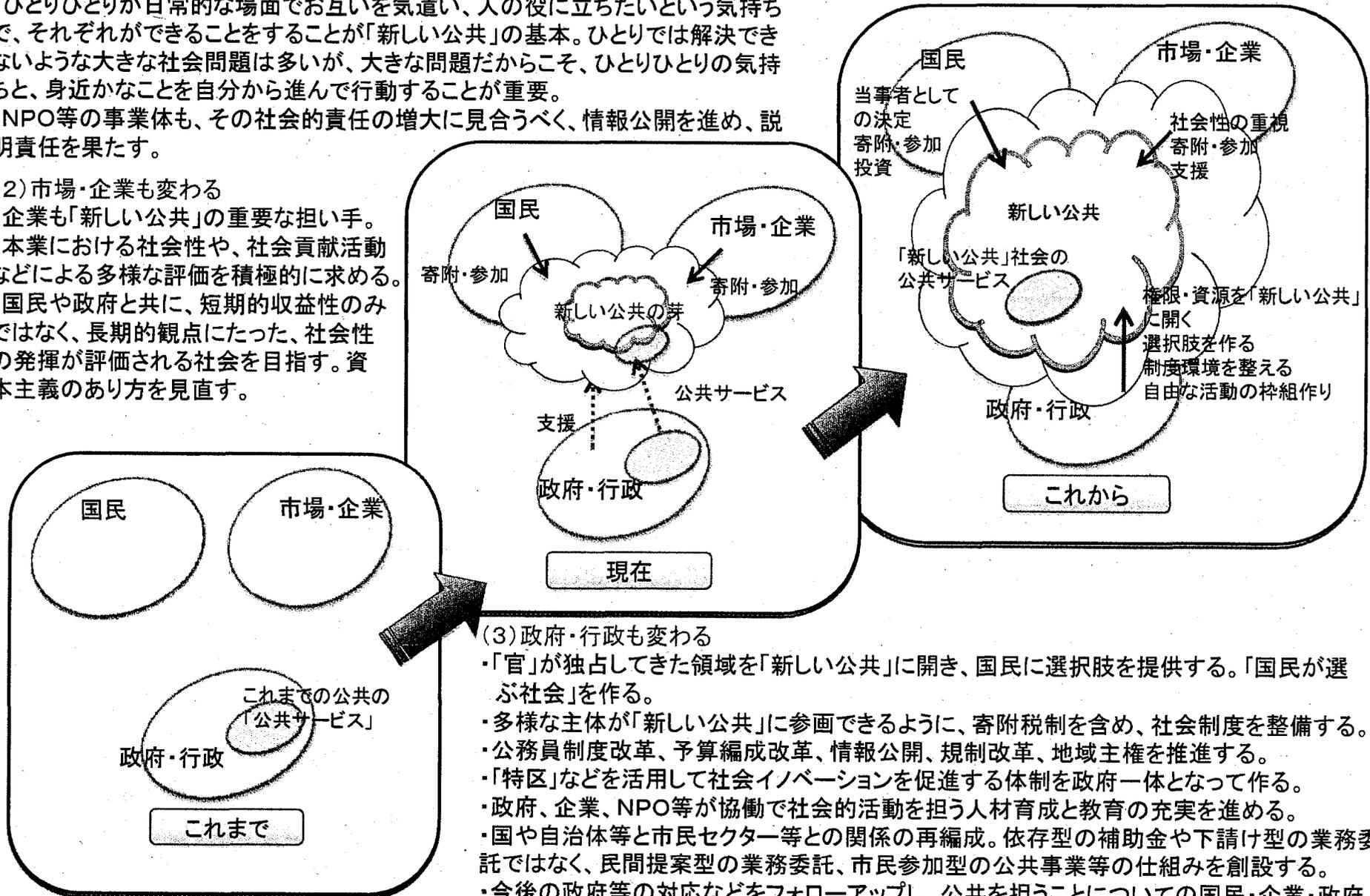
## 「新しい公共」のイメージ図

### (1) 国民も変わる

- ・「お上依存」から、自らが選択する当事者へ。
- ・自らが当事者だという気持ちをもって行動する。
- ・ひとりひとりが日常的な場面でお互いを気遣い、人の役に立ちたいという気持ちで、それぞれができることをすることが「新しい公共」の基本。ひとりでは解決できないような大きな社会問題は多いが、大きな問題だからこそ、ひとりひとりの気持ちと、身近かなことを自分から進んで行動することが重要。
- ・NPO等の事業体も、その社会的責任の増大に見合うべく、情報公開を進め、説明責任を果たす。

### (2) 市場・企業も変わる

- ・企業も「新しい公共」の重要な担い手。
- ・本業における社会性や、社会貢献活動などによる多様な評価を積極的に求める。
- ・国民や政府と共に、短期的収益性のみではなく、長期的観点にたった、社会性の発揮が評価される社会を目指す。資本主義のあり方を見直す。



### (3) 政府・行政も変わる

- ・「官」が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、国民に選択肢を提供する。「国民が選ぶ社会」を作る。
- ・多様な主体が「新しい公共」に参画できるように、寄附税制を含め、社会制度を整備する。
- ・公務員制度改革、予算編成改革、情報公開、規制改革、地域主権を推進する。
- ・「特区」などを活用して社会イノベーションを促進する体制を政府一体となって作る。
- ・政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進める。
- ・国や自治体等と市民セクター等との関係の再編成。依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等の仕組みを創設する。
- ・今後の政府等の対応などをフォローアップし、公共を担うことについての国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をする場を設ける。

## 「新しい公共」宣言

平成 22 年 6 月 4 日

はじめに

人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が「新しい公共」である。これは、必ずしも、鳩山政権や「新しい公共」円卓会議ではじめて提示された考え方ではない。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあっただが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならない。

1995 年 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災は 6 千人以上の命が奪われた国民的な悲劇である。しかし、一筋の光明は、行政も被災し、企業や商店の活動が止まった地震直後の被災地で人々の生活を支えたのが、被災者たち自身が自発的に作った即席の共同体、NGO・NPO、全国から集ったボランティアが作った「協働の場」だったことだ。百万人以上の人たちが、自分がいることで人の役に立てた、そのことが自分の喜びになることを実感した。人は支え合っただけで生きられない。それが「新しい公共」のひとつの原点だ。

明治 5 年の学制発布の 3 年前、京都の町衆は「番組」という自治組織ごとに、各家庭が竈（かまど）の数相応の金額を出しあう「竈金（かまどきん）」などによって、64 の「番組小学校」を設立した。番組小学校の構内には、町組の会所、学校火消しや見廻組の部屋があった。その伝統を持つ龍池校の旧校舎や跡地が地元自治会連合会等、関係者の努力により、2006 年秋に京都国際マンガミュージアムとなった。地元自治会で長年こつこつと積み立ててきた資金も生かされている。自分たちの町は自分たちで創る。その心意気でみなが応分の貢献をすることで、支え合いと活気のあるコミュニティができる。

徳島県上勝町の高齢者によるコミュニティ・ビジネス「いろどり」。住民たちが付近の山で葉っぱを採取し、飲食店の料理の“つまもの”として売りに出し、年商 2 億 6 千万円をあげている。町内の農家の約半数が事業主として参加している。町の高齢化率は 50% であるが寝たきりの高齢者が極端に少ない。一人当たり老人医療費は徳島県内 24 市町村中最低である。みなが居場所と出番を得た。結果として、コストが低く、活気があり、満足度が高い地域コミュニティが実現した。

人気の雑誌「ビッグイシュー」を高々と手にかざして街角で販売しているのはホームレスの人々だ。現在、全国で約 150 人が街角に立っている。定価が 300 円、うち 160 円が販売者の収入だ。月に 800 部程売れば自立の道が開かれる。愛読者は、「かわいそうだから施す」ではなく、面白い記事を、また、創意工夫して売っている販売者との会話を楽しむために買って行く。よいものは売れるという「市場」の原理があるからホームレスの人が自信をつけ自立の契機を得る。しかし、そこには、経済だけでなく、買う人の「共感」と「コミットメント」が発動している。市場も、人と人との絆を作る「協働の場」になり得る。

このような現場の活動や経験が「新しい公共」宣言の源であり、こうした活動が多くの国民の間に広がることを願うものである。

## 「新しい公共」と日本の将来ビジョン

「新しい公共」が作り出す社会は「支え合いと活気がある社会」である。すべての人に居場所と出番があり、みなが人に役立つ喜びを大切にする社会であるとともに、その中から、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくる事で、人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。

気候変動の影響が懸念される一方で、少子高齢化が進み、成熟期に入った日本社会では、これまでのように、政府がカネとモノをどんどんつぎ込むことで社会問題を解決することはできないし、われわれも、そのような道を選ばない。これから、「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。

日本には、古くから、結・講・座など、さまざまな形で「支え合いと活気のある社会」を作るための知恵と社会技術があった。「公共」は「官」だけが担うものではなかった。各地に藩校が置かれていた一方で、全国に一万五千校あったといわれる寺子屋という、当時としては、世界でももっとも進んだ民の教育システムがあったなど、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、協働して「公共」を支え、いい社会を作ってきた。政治(まつりごと)と祭が一体となって町や村の賑わいが生まれた。茶の湯のような文化活動から経済が発生してきた。

しかし、明治以降の近代国民国家の形成過程で「公共」=「官」という意識が強まり、中央政府に決定権や財源などの資源が集中した。近代化や高度成長の時期にそれ相応の役割を果たした「官」であるが、いつしか、本来の公共の心意気を失い、地域は、ややもすると自らが公共の主体であるという当事者意識を失いがちだ。社会とのつながりが薄れ、その一方で、グローバリゼーションの進展にともなって、学力も人生の成功もすべてその人次第、自己責任だとみなす風潮が蔓延しつつある。一人ひとりが孤立し、国民も自分のこと、身近なことを中心に考え、社会全体に対しての役割を果たすという気概が希薄になってきている。日本では「公共」が地域の中、民の中にあつたことを思い出し、それぞれが当事者として、自立心をもってすべきことをしつつ、周りの人々と協働することで絆を作り直すという機運を高めたい。

日本では昔から、「稼ぎがあつて半人前、つとめを果たして半人前、両方合わせて一人前。つとめはひとさま、世間様のためにひと肌脱いで役に立つこと」といった考え方があつた。現代の企業も「新しい公共」の重要な担い手である。実際、企業は、社会から受け入れられることで市場を通して利益をあげるとともに、持続可能な社会の構築に貢献することにより、「稼ぎ」と「つとめ」の両方を果たすことが可能なはずだ。しかし、昨今のグローバル経済システムは、利潤をあげることのみが目的化し、短期的利益を過度に求める風潮が強まり、その行き過ぎの結果、「経済的リターン」と「社会的リターン」を同時に生み出すことができない状況も起こっている。「新しい公共」を考えることは、資本主義のあり方を見直す機会でもある。

イギリスでは2000年の年金法改正などによって、年金基金の運用残高のうち社会的・環境的・倫理的な配慮がされている投資に向けられる額が、1997年のゼロから2001年には800億ポンド(約11兆円)へと急増した。ヨーロッパの他の国でも同様の動きがある。実際、イギリスで最初に声をあげたのは年金受給者のグループだった。株主や生活者の意識が変われば資本主義も変わり、それが企業の行動を長期的な視点によるものに変える強い力となりえる。

つまり、国民一人ひとりの、そして、社会の意思によって、市場を通じて「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を達成することが企業価値向上につながっていく。

個々の企業においても、社会的課題の解決に向けてNPO等に寄附をしたり、社員のボランティアを推進したり、本業の強みを活かして地域プロジェクトに参加するなどの、企業による社会貢献活動が、企業価値の向上や有用な人材を得る経営課題となっている。つまり、企業自身にとっても、「経済的リターン」と「社会的リターン」の両方を追求していくことがより必要になっていく。

NPOや社会的課題を解決するためにビジネスの手法を適用して活動する事業体は、社会に多様性をもたらしている存在である。医療・介護・保育・教育等をはじめとしたサービス分野で、また、マイクロファイナンスや環境・農業・林業・文化・芸術等の分野における新規性のある方法による事業展開によって、行政や企業ではできない現場に即した細やかなやり方で「新しい公共」作りに貢献している。それらの事業体の多くは、もっぱら社会活動を行っているか、市場で事業を行っていても「経済的リターン」より「社会的リターン」の創出に主眼を置いている。

それらの事業体が、市場を通じた収益以外にも、それぞれの事業体が生み出す社会的価値に見合った「経済的リターン」を獲得する道を開く体制をとることは、よりよい社会を構築するための多様性を確保することに有効である。そのためには、たとえば、(i) 国民が寄附をしやすくするための税制などの制度改革、(ii) 国や自治体による、従来型の補助金ではない新しい発想による事業活動支援スキームの導入、(iii) ソーシャルキャピタルを育成するための効果的な財政支援や「投資」等の具体的方策をとることが考えられる。このような、「市場」を経ない「経済的リターン」によって成り立っている事業体については、情報公開や適切な評価システムを民間ベースで導入するなどによって、各事業体の透明性を促すことが望ましい。

このようにして、私たち国民、企業やNPOなどの事業体、そして政府が協働することによって、日本社会に失われつつある新鮮な息吹を取り戻すこと、それが私たちの目指す「新しい公共」に他ならない。

## 「新しい公共」を作るために

「新しい公共」とは、「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」である。そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する。その成果は、多様な方法によって社会的に、また、市場を通じて経済的に評価されることになる。その舞台を作るためのルールと役割を協働して定めることが「新しい公共」を作る事に他ならない。そのために、「新しい公共」円卓会議は、国民と企業に対して、それぞれ、以下の(1)と(2)のようなことを期待し、また、政府に対して(3)のような方策を講じることを提案するものである。

### (1) 国民に対して

「新しい公共」の主役は、一人ひとりの国民である。

お年寄り夫婦が朝の散歩のときに、近くの交差点に立ち寄って、通学する学童が横断歩道を渡るのを見守るようになった。子どもたちのために始めたことが、子どもたちが挨拶してくれるのがうれしくて、毎日の運動を兼ねた日課になった。一人ひとりが、人の役に立ちたいという気持ちで、小さな一歩を踏み出す。そのことこそが「新しい公共」の基本だ。

東京都三鷹市では、小中一貫教育校で年齢差のある子どもたちが交流することで、目に見える変化があったという。中学生が小学校の運動会を手伝いにくるのを見て小学生が近所の幼稚園に“ボランティア”をしに行くようになった。学校以外の地域の集まりで、中学生たちが自分より小さい子どもたちを気遣い、面倒を見るようになったという。

大きな社会問題も、大きな問題だからこそ、一人ひとりがかかわることが大事だ。

長野県の多くの町や村では、50歳代を中心としたボランティアがご近所の人に声をかけ、互いに健康を気遣い、保健・健康についてのお知らせを一戸一戸配り、なにかと相談にのっている。長野県は、いまでこそ長寿で一人当たり老人医療費が全国で一番少ない県として知られているが、以前は深刻な健康課題を抱えていた。それが大きく改善されたひとつの主要因は、1950年代から続いている、地域で「保健補導員」と呼ばれている人たち一人ひとりの地道な活動の積み重ねが面になって広がったことだと言われている。

兵庫県丹波市の県立柏原病院で2007年に小児科の医師が1人もいなくなるかもしれないという地域医療崩壊の瀬戸際に立たされた地域の母親たちが、自分達にできることをしようと立ち上がった。「受診は必要なときだけにしよう」「お医者さんに感謝の気持ちを伝えよう」などの呼びかけをし、それが広がり、結果として、小児科の時間外受診者数が半減した。市も動き、翌年には常勤の医師が5人に増えた。

企業も政府も、それぞれの役割を果たすことが重要であることは、いうまでもない。同時に、われわれ国民自身が、当事者として、自分たちこそが幸福な社会を作る主役であるという概を新たにしようではないか。

### (2) 企業に対して

企業は、市場を通じて社会に受入れられ、社会に貢献することで、その対価として利潤をあげる存在である。しかし、利潤の多寡という経済的評価だけでなく、本業そのものの社会性や、社会貢献活動などに対する多様な評価を積極的に受けることを推進してもらいたい。資本主義の下では資金の移動は非情である。資金は経済的リターンが少しでも多い方に流れる。しかし、企業が長期的に存在するためには、獲得した利益や知恵を社会に還流してゆく必要がある。

企業の社会貢献活動などを通じて、経営者も社員も、さまざまな分野の人と出会い、大きな刺激を受け、そのことが創造的なモノづくりや新しいサービスの提供に活かされることになるだ

ろう。低成長時代に突入した日本では、企業はこのような絶対価値(“社会的善”)を高める競争でしか生き残れないという考え方もある。企業の「文化化」で社員が社会的・文化的視野を広め、会社全体の社会化と多様化、柔軟な組織構造の獲得に結びつき、結果として企業価値が高まるということに、多くの企業が気づき始めている。

企業には、その持続可能性を高めるためにも、社会貢献活動やメセナ活動を通じた社会との関係の重要性を認識していただきたい。また、企業における社員は、同時にコミュニティの一員としての存在でもあることを企業が認識することも必要である。経営理念や経営者の意思として、企業の本業の社会性を高めるとともに、直接的に社会に利潤を還元する寄付行為や、社会がそれを受け入れる仕組みを作るなどを、企業活動の一環として位置づける方策を進めていただきたい。

### (3) 政府に対して

「新しい公共」を実現するためには、公共への「政府」の関わり方、「政府」と「国民」の関係のあり方を大胆に見直すことが必要である。

政府は、国民や企業から、「公共」の核になる部分を委任されているという自覚を新たにするとともに、新しい時代、新しい社会に相応しい役割を発揮するために、そのあり方を一新すべく以下の取り組みを行うべきである。

公務員制度改革により、官民や省庁の垣根を越えて、社会全体からもっとも専門性が高く勤勉かつ有為な人材を登用して、行政の質の向上を図るべきである。税金の無駄遣いを根絶するとともに、事業仕分けなどの新たな予算編成手法も活用して、財源の適切な配分につとめなければならない。政と官が協力して、これまでよりもっと大胆に、情報公開、規制改革、地域主権等の推進を断行することを強く要望したい。

同時に、政府は、国民一人ひとり、そして、各種の市民セクターや企業など、社会のさまざまな構成員が、それぞれの立場で「公共」を担っていることを認識し、それらの公共の担い手の間で、どのような協力関係をもつべきか、委託・受託の関係はいかにあるべきかを考えていただきたい。その上で、対等の立場で対話と協働を進めていくべきだと考える。そうした対話の場も活用し、さらに、思い切った制度改革や運用方法の見直しなどを通じて、これまで政府が独占してきた領域を「新しい公共」に開き、そのことで国民の選択肢を増やすことが必要である。国民がその意思を持つとともに、政府が「国民が決める社会」の構築に向けて具体的な方策をとることを望む。

「新しい公共」の基盤を支える制度整備については、税額控除の導入、認定NPOの「仮認定」とPST基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ等を可能にする税制改革を速やかに進めることを期待する。特に、円卓会議における総理からの指示(税額控除の割合、実施時期、税額控除の対象法人)を踏まえて検討を進めることを強く期待するものである。以上のような制度整備を行うに際しては、「新しい公共」を国民が担うという観点から、既存の規制を改革し見直すことのなかで、それらと整合性が図られるように進めることが重要であると考えられる。

また、「特区」などを活用して社会イノベーションを促進し、地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める体制と仕組みを、関係各省庁の壁を乗り越えて、政府一体となって整備・推進することや、政府、企業、NPO等が協働で社会的活動を担う人材育成と教育の充実を進めることが重要であると考えられる。

さらに、国や自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成について、依存型の補助金や下請け型の業務委託ではなく、新しい発想による民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設することを進めるべきである。

さらに、公的年金の投資方針の開示の制度化による社会的責任投資を推進することが望まれる。

人間の中にもともと存在する、人の役に立つこと、人に感謝されることが自分の喜びになるという気持ちと、そうした気持ちに基づいて行動する力。それをもっている人間は、公共性の動物だといえるかもしれない。「新しい公共」では、国民は「お上」に依存しない自立性をもった存在であるが、それと同時に人と支え合い、感謝し合うことで喜びを感じる。それが「新しい公共」が成立することの基盤である。

最後に、「新しい公共」のルールと役割を定めるという観点から、今後の政府の対応などをフォローアップするとともに、公共を担うことについての、国民・企業・政府等の関係のあり方について引き続き議論をするための場を設けることが望ましいと考える。

以上、「新しい公共」円卓会議構成員の総意である。

慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授	金子 郁容
(株)インテグレックス代表取締役社長	秋山 をね
長野県小布施町長	市村 良三
慶應義塾大学総合政策学部専任講師	井上 英之
公益社団法人 Civic Force 代表理事	大西 健丞
丸善株式会社代表取締役社長	小城 武彦
日本テレビ報道局記者	小栗 泉
(株)スワン代表取締役社長	海津 歩
武田薬品工業(株)コーポレート・コミュニケーション部 シニアマネジャー	金田 晃一
ビッグイシュー日本代表	佐野 章二
日本女子大学非常勤講師	島田 京子
NPO法人ぱれっと創始者・理事長	谷口 奈保子
京都造形芸術大学芸術学部教授	寺脇 研
株式会社ローソン代表取締役社長 CEO	新浪 剛史
中央学院大学社会システム研究所教授	福嶋 浩彦
株式会社資生堂名誉会長	福原 義春
UBS証券会社 コミュニティ アフェアーズ&ダイバーシティ ディレクター	堀 久美子
(株)いろどり代表取締役社長	横石 知二
写真家	渡邊 奈々

「新しい公共」円卓会議構成員の総意に基づく「新しい公共」宣言について、「新しい公共」円卓会議に参加した政府メンバーの一員として賛同し、「新しい公共」の実現に向けて努力する。

内閣総理大臣	鳩山 由紀夫
副総理	菅 直人
内閣官房長官	平野 博文
内閣府特命担当大臣（「新しい公共」）	仙谷 由人
内閣府特命担当大臣（行政刷新）	枝野 幸男
内閣官房副長官	松井 孝治
内閣府副大臣	大島 敦
内閣府副大臣	大塚 耕平
総務副大臣	渡辺 周
財務副大臣	峰崎 直樹
文部科学副大臣	鈴木 寛
内閣府大臣政務官	泉 健太
内閣総理大臣補佐官	逢坂 誠二
内閣官房参与	平田 オリザ

## (別添)「新しい公共」の具体的なイメージ

### □□非営利セクターの活性化とソーシャルキャピタルの育成

#### ◇「新しい公共」創造基金と寄付推進機構

市民立の公益財団法人「京都地域創造基金」をモデルに、全国各地へ展開する「新社会創造基金」をつくる。地域の市民活動への税制優遇や社会的信用の供与を行いつつ、助成、融資、地域資産の公共的管理・活用、また、関連団体と協力し「仮認定」NPOの公開審査による推薦、人材育成、利子補給などを行う。市民が所得の1%を寄付する社会をめざす「寄付推進機構」を創設し、寄付者の支援等を行う。

#### ◇市民社会創造ファンド

NPOの資金源を豊かにし、民間非営利セクターの自立した発展と活発化を図るため、個人・企業・団体等からの多様な寄付や助成の受け皿となる専門的なコンサルテーション機能を備えた資金仲介組織。2009年度は、7社1基金(個人)の助成プログラムを通じ、総額1億2495万円、123件を助成した。また、NPOの現場で学生が学ぶインターンシップ事業も行っている。

#### ◇SVP(ソーシャルベンチャー・パートナーズ)東京

SVP東京は主に社会人によるひとり10万円の寄附を原資に、社会的な課題の解決に取り組むソーシャルベンチャーに対する経営アドバイスと「投資」による支援を行っている。例えば、「産後の母体」の精神的・身体的な美と健康の増進を目指すNPO「マドレボニータ」に対して、NPO法人化、インストラクター認定制度の整備、システム支援等の投資事業を行うことで、継続的運営とスケールアウトを可能にした。

#### ◇1%クラブ

日本経団連が1990年に設立した1%(ワンパーセント)クラブでは、法人会員が経常利益の、個人会員が可処分所得の相当額を、自主的に社会貢献活動に支出するよう支援している。会員数は法人会員234社、個人会員940名(2010年5月現在)。また、1%クラブならびに経団連会員企業を対象とする「社会貢献推進活動調査」に回答した391社による2008年度の社会貢献活動支出(現物給付を含む)は1818億円になっている。

#### ◇FITチャリティ・ラン (FITとは“Financial Industry in Tokyo”から名づけられたもの)

金融サービスと関連企業で働く社員有志が、ボランティアで企画・運営・実施するチャリティ・イベント。第1回(2005年)以来毎年規模を拡大(2009年には97社から5180人が参加)、これまでに集められた寄付金総額2億1900万円以上。FITは1)地域に根ざした意義ある活動を行う地域の非営利団体への資金集め、2)イベントを通じた支援先団体の認知度向上、3)より多くの人にボランティアと地域の非営利団体を支援する機会を提供することを目的とする。

### □□新しい公共を担う社会的・公共的人材の育成

#### ◇NPOと行政と企業が共に育てる社会的人材:NPOラーニング奨学金制度

多様性を受容し、社会課題に気づいて自ら考え行動する新しい公共の担い手となる若者を育てるために、NPO、行政、企業、教育機関等が協働で人材を育成する制度。NPOはインターンシップを受け入れる。行政や企業等は奨学金や情報を提供する。教育機関は若者の選抜や単位認定を行う。こうしたNPOの現場での体験者が広がることにより、誰もが新しい公共の担い手となれる人的基盤をつくる。

#### ◇PTAの活性化によるコミュニティ・スクールへの道

PTAを活性化するため、役員の過重な事務負担をサポートするNPOを設置するか既存の地域組織に委託する。行政が委託事業予算や教育一括給付金から予算を支援し、行政の監査委員会を設置してガバナンスをチェックする。PTAに誰も参加しやすくなり、結果として保護者世代の

社会参画が促進され、地域社会の担い手が育成される。また、全国の公立学校をコミュニティ・スクールへと発展させていく。

◇総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な取組

行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営するNPO型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。学校・廃校施設の活用や学校へのクラブ指導者の派遣など、クラブと学校教育が融合したスポーツ・健康・文化にわたる多様な活動を通じて、世代間交流やコミュニティ・スクールへの発展につなげていく。

□□公共サービスのイノベーション

◇新しい発想による公共サービスと市民セクターの関係構築

政府と市民セクターは自らの責務と姿勢を約束する協定を結び、新しい関係を構築することが求められている。愛知県では、NPOと行政との合意事項をまとめ、知事と657団体(2006年10月)が署名して「協働ルールブック」が作られた。また、我孫子市では、行政サービスを民間の提案で民間に移す「我孫子市提案型公共サービス民営化制度」が誕生した。これらの取り組みは、他自治体にも広がりつつある。

参考:英国では、1990年以降「福祉多元主義」が推進され、NPOと民間企業との競合が強まった。それに伴い、自治体は「サービス購入者」に、NPOは「サービス提供者」となり、NPOに提供される政府資金は「補助金」から「契約」へと比重が移った。近年、内閣府第三セクター局により、適切に契約の委託・発注を行うためのアクションプランが出され、効果・社会的アウトカム・効率性を高める努力がなされている。

□□新しい発想によって地域の力を引き出す

◇地域で50年ぶりに上方落語の定席を復活し、商店街の集客を3倍増

大阪・天神橋商店街では、より魅力ある商店街とするため、カルチャーセンターを設けたり、イベント企画や商品開発などにも取り組んできた。大阪天満宮に寄席を復活させようと、商店街連合会と落語協会が中心となり、個人や、企業、団体等からの寄付を集め、「天満天神繁昌亭」が完成。商店街文化と芸能文化で街が再生した、大阪の新名所となっている。

◇小布施における株式会社による町づくり

長野県小布施町では、商工会議所と行政が協同で合計1,650万円の出資金を募り、第三セクターとして「㈱ア・ラ・小布施」を設立。出資者は資金・労力・アイデアを提供し、事業活動の成果は小布施町全体が向上することを恩恵に一住民として楽しむ。コミュニティスペースや宿泊施設の運営、観光冊子等の発行、地域産業振興等の事業活動を通じて、成熟した生活文化を持つ町づくりが行われている。

◇14歳は、映画がタダ!

14歳の映画鑑賞料金を、タダにするキャンペーンを提案する。地域コミュニティ、PTA、企業等で趣旨に共感する人々から寄付を募り、映画鑑賞料金を14歳に限りゼロにするキャンペーンの資金の一部補てんに充てる。学校は、中学2年生に劇場に行くことを勧めることで、映画体験の普及を図る。行政は、映画館のない地域での上演支援や、さらに発展した、映像を通じた自己表現を支援することで、豊かな映画文化を広める。

◇英国と米国で始動した最新の「居場所作り」プロジェクト

英国のNPOパーティシプルは、高齢社会の根本的な問題を「孤独」と考え、市民が登録してボランティア「ヘルパー」になり、「病気になったので犬の散歩をしてほしい」「額を壁にかけて」といった依頼の電話に応える仕組みを提供する。米国の「シニアチュータープログラム」は、養護施設や低所得家庭の子どもを家庭教師をすることでシニアが教育クーポンを得る。クーポンは孫や里子の教育費に使える。

#### ◇ 市民型公共事業・霞ヶ浦アサザプロジェクト

霞ヶ浦流域の環境を改善し、生物多様性を育むため、NPO法人アサザ基金をはじめ企業、地域住民、農林水産業、地場産業、教育機関、行政など、様々な主体が協働する「市民型公共事業」。1995年に始まり、延べ20万人の市民や200校以上の小中学校が参加し、3県24市町村2,200平方kmの霞ヶ浦流域で展開。小学生の高齢者への聞き取り調査による環境改善プラン、耕作放棄地を活用した無農薬米酒造り、間伐材を活用した護岸などのプロジェクトを実施。

#### □□「共感とコミットメント」の経済活動による社会のつながり形成

参考:「わらしべ長者」(今昔物語や宇治拾遺物語などに出てくる昔話) 貧乏な男が藁でアブを結んだものを子供が欲しがったのでみかんと交換し、のどが渇いた人の求めに応じてそのみかんを渡し、布をもらった。布と交換した駄馬に水を与えると元気になり急ぎの旅に出る人が欲しがった。留守の田圃を守り、耕し、結果として長者になる。この男が与えたのはアブではなく創意、みかんでもなく癒しである。アマルティア・センは、自分の利益を最大化する「合理的な経済行動」に疑問を投げかけ、「共感」「コミットメント」という新しい選択肢があることを示唆した。わらしべ長者は、まさに、その物語である。

#### ◇ ぱれっととスワンベーカリー

ぱれっとはNPO、スワンは株式会社と形態は違うが、どちらも、障害のある人たちの雇用の場を作り、主にぱれっとはクッキー、スワンはパンを販売する。障害のある人が作るからでなく、おいしいから買ってもらうことを基本に、共感とコミットメントによる出番作りと経済活動の両立を実現している。ぱれっとは地域展開の、スワンはチェーン展開のソーシャルベンチャーの「共感のスケールアウト」の先駆例でもある。

#### □□民間による組織的な公共的支援活動

##### ◇ 民間による大規模災害への対応プラットフォーム

阪神淡路大震災がそうであったように大災害はいつ起こるかわからず、行政は対応に時間がかかることから、公益社団法人 Civic Force は500人収容のバルーンシェルターの提供や物資輸送等、迅速で効果的な支援を行う、企業やボランティアをコーディネートする民間主導のプラットフォームを提唱。実施主体は民間であるが自治体のオーソリゼーションを得るなど、行政との連携が今後の課題だという。

##### ◇ 市民の水源地域保全活動とトラスト法の制定等

21世紀は石油より貴重な資源になると言われる水。この水を生む奥山水源地域を守るための市民トラスト活動が進められ、すでに1,536haが買い取られている。これらをさらに促進するため、「譲渡不能原則」(売却や抵当不可、国会議決以外強制収用されない)、「寄贈、遺贈の資産に対する非課税」を定めるトラスト法の制定などを行う。

##### ◇ 学童通学見守り隊

京都市立第四錦林小学校区の学童の通学見守り運動。商店主が朝の開店時刻を繰り上げ、老夫婦が朝の散歩の時間を繰り下げ、主婦が午後の買い物の時刻を調整し、京大の運動サークルがランニングの時間帯やルートを変えるなど、多様な学区民約400名がそれぞれの創意工夫で継続的に実施。防犯に加えて多大な地域活性化効果を挙げている。全国に類似事例多数。

「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応

平成 22 年 6 月 4 日

提案	政府の対応
<p><b>1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備</b></p> <p>(1) 寄附税制などの制度整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附税制の見直し</li>   <li>・税額控除の導入</li>   <li>・認定NPOの「仮認定」とPST(パブリック・サポート・テスト)基準の見直し、みなし寄附限度額の引き上げ</li> </ul>	<p>総理からの「税額控除の割合は寄附金の 50%(所得税額の 25%を上限)とする。社団、財団、学校法人、社会福祉法人等についても、認定NPO法人と同じような税額控除を導入する。平成 23 年1月から所得税の税額控除を適用する。」という指示の下、市民公益税制PT中間報告書に沿って、以下の施策について平成 23 年度税制改正における実現に向けて、税制調査会において、具体的な制度設計を進める。</p> <p>1 所得税の税額控除制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする。その際、寄附はチャリティの精神に発するものであることを踏まえ、寄附金額の一定割合を控除できることとする(所得税額の一定割合までを限度)。</li> <li>・「新しい公共」の担い手となる認定NPO法人のほか、学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を導入するかどうか、当該法人と市民とのかかわり度合いや運営の透明性等も踏まえ、検討する。</li> </ul> <p>2 認定NPO法人の認定基準(PST等)の見直し</p> <p>(1) PST(パブリック・サポート・テスト)要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収入が多いNPO法人でもPSTをクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。</li> </ul>

(注) 本表は、「新しい公共」円卓会議において提案・議論された事項と、現時点での政府の対応を示したものである。

<p>・自治体が寄付金税額控除の対象とするNPO法人の指定を可能にする</p>	<p>・また、地方団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定したNPO法人についてはPST要件等を求めないこととする。</p> <p>(2) いわゆる「仮認定」制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。</li> <li>・なお、制度の乱用防止のため、「仮認定」を受けながら「本認定」を受けなかった場合には、一定期間、再度の「仮認定」の申請ができないこととするなどの措置を検討する。</li> </ul> <p>(3) 事後チェック型の制度への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定NPO法人となるための間口を広げる中で、法人の質を維持し市民からの信頼を確保するため、認定が取り消された場合における事後的な是正措置を検討する。</li> <li>・国税庁が行っている認定事務について、NPO法人と身近に接し、その活動の実態を的確に把握できるといった点を踏まえ、法人の設立認証を行った地方団体等が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。</li> <li>・認定NPO法人は、収益事業以外に支出した場合には、収益事業の所得の20%までを損金算入できる。この割合について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引上げを検討する。</li> </ul> <p>3 地域において活動するNPO法人等の支援(個人住民税)</p> <p>(1) 寄附対象団体の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、NPO法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。</li> </ul>
---	---

- ・個人住民税の寄附金税額控除の限度額の引き下げ
- ・信託による新しい公共支援を可能とする税制を含む検討(信託及び公益信託)
- ・NPO等は、その責任増大に見合っ、会計基準等にのつとった情報公開や寄付者に対する活動報告といった説明責任を果たす

**(2) 非営利の法人が「市場」で活動しやすくするための制度の見直し**

- ・社会事業法人制度の検討
- ・公益法人等の公益認定プロセスの迅速化・透明化

- ・労働協同組合の制度整備

**(3) NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し**

- ・NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制

**(2) 地方団体によるNPO法人支援(ふるさと寄附金の活用)**

- ・個人住民税の控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する(この場合、所得税も同様の扱いとする)。

**(3) その他**

- ・個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円へ引き下げる。
- ・信託を使って公益活動に参画する環境を整備する観点から公益信託制度の抜本的な見直しが行われた場合等には、それに対応する税制を検討する。

社会的企業を支える環境整備を含め、諸外国における制度の研究も踏まえ、非営利の法人が活動しやすくするための制度の見直し・検討を制度全体の整合性に配慮しつつ進める。

- ・公益法人の認定等については、事後チェックを適正に機能させ、柔軟でメリハリのある審査へと転換することにより、平成22年度以降の申請について、原則として、認定等までの期間は4ヶ月以内とし移行期間内にすべての認定作業が完了することを目指す。また、外部の有識者・経験者を活用した法人向け相談会、業態別説明会への講師派遣、公益認定等の典型的な論点についての応答集の充実などにより、公益認定等に関する情報発信を推進する。
- ・議員立法で協同労働の協同組合法案が検討されているところ。

- ・「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行

の緩和

- ・多重債務者等に対する貸付事業を行う地域生協の県域規制及び純資産要件の緩和

## 2. 基金の設置などによるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援

- ・NPO等への少額金融制度の拡充(つなぎ融資を含む)
- ・NPOへの融資(労金、信金、NPOバンク等)の際のNPOの評価を実施する機関との連携促進
- ・社会貢献活動事業への融資や市民等からの寄附を新しい公共の活動につなげる取組の促進
  
- ・地域コミュニティのソーシャルキャピタルを高める先進的な活動の促進・支援

政刷新会議に6月を目途に報告する。特に、いわゆるNPOバンクについて貸金業法にかかる一定の規制緩和につき6月18日の改正貸金業法施行と同時の措置を検討中。また、多重債務者等に対する貸付事業を行う一定の地域生協について県域規制の緩和を行った(5月21日施行)。

- ・NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する(寄附事業推進のための協働、融資の円滑化、財務・会計基盤整備、NPO等の評価等)。
- ・ソーシャルビジネス事業者に対する金融支援の促進に向けた取組を実施する。併せて、社会貢献型事業を支援するため、日本政策金融公庫に平成21年度に創設した融資制度の普及を図る。
- ・NPO、社会的企業の人材・寄附などのマッチング機能の検討を含めた、地域SB/CB推進協議会(地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク)の活動を促進する。
  
- ・地域金融を活用したファンド等を通じて、地域コミュニティ振興に資する「地域の志ある投資」を促進することを年内を目途に検討する。
- ・多様な主体が地域づくりを担っていけるよう、平成23年度から、自発的な地域づくり活動の支援の他、中間支援組織の育成支援に取り組む。
- ・平成22年度から、ソーシャルキャピタルの形成につながる文化に対する投資を充実するとともに、「文化力」(文化芸術の創造性や魅力)を活用した都市戦略を支援する。
- ・劇場・音楽堂等の地域の核となる文化芸術拠点において、舞台芸術が創造・発信され、地域住民がそれらを楽しむことができるよう、平成22年度からその充実を図る。

・NPOや非営利団体等の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免や容積率の緩和の検討

### 3. 社会的活動を担う人材育成、教育の充実

・社会的活動を担う人材を企業と中間支援NPO、大学、行政等が連携・協働し、育成

・ソーシャルイントラプレナー、ソーシャルベンチャーの育成

・NPOや非営利団体の有する美術館・ホール等公共的な文化施設への固定資産税の減免について、その必要性を含め、税制調査会において検討する。

・企業内人材や社会人の活用・再教育、新たな人材の育成等を通じて、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な分野での取組みへの参加促進を推進するほか、リーダーとなりうる人材の育成を支援する。

・地域ぐるみで多様な世代の立場の人々による学校教育等の支援の取組、学校・家庭・地域における教育の振興を図るPTAの取組、公立学校の地域活性化の拠点化への取組等を促進・支援する。

・地元企業・産業界・大学等の連携による「知的プラットフォーム」を構築し、その連携を促進する。

・公民館、図書館等の社会教育施設を核にNPO等のネットワーク形成・連携を推進し、地域の課題に応える機能を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブを地域の拠点として、スポーツ、文化活動を担う地域住民の主体的な取組を推進する。

・NPO・NGO等との連携により、環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)活動を推進する。

・「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環として、社会起業や社会的企業人材創出を支援するための「地域社会雇用創造事業」を実施。平成23年度末までに、選定12事業者による事業を展開する。

・地域の中間支援機関の育成、ソーシャルビジネス事業者の他地域へのノウハウの移転、村おこしを行う若者等の発掘・育成等に関する先進的な取組みの展開支援を実施・拡充する。

・実証事業等を通じ、環境NPO等を事業型環境NPOや社会的企業として発展させていく

#### 4. 国・自治体等の業務実施にかかわる市民セクター等との関係の再編成

- ・民間提案型の業務委託、市民参加型の公共事業等についての新しい仕組みを創設
- ・事業仕分けの中で、事業の停止・縮減のみならず、独法や公益法人から、NPO等への業務運営等の移管を検討
- ・市民セクターと政府の連携に関する包括協定（日本版コンパクト）
- ・フルコストリカバリー（直接経費と間接経費）による質の高いサービス提供
- ・委託業務等における概算払いの積極的導入やつなぎ融資の実施

#### 5. その他の「新しい公共」の推進方策

##### (1)「地域市場」の創成

- ・子ども手当の一部を財源として、自治体がバウチャーを発行し、活用することで、NPO等の活躍の場を拡大し、ソーシャルキャピタルの高い地域を形成する。

ための支援を行う。

行政が独占してきた「公」を企業、NPO等を開き、国民が積極的に公に参画することを重視する。このため、行政による直轄事業を見直し、企業、NPO等の参画を認める事業、民間資金等活用事業や公共サービス改革を進める事業を重視する。

- ・都市・まちのリニューアル・維持管理において、PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）の導入を加速するため、今年度からそのための環境整備を進める。
- ・行政刷新会議ワーキンググループにおいて、独立行政法人や政府系の公益法人等が行う事業を対象とした事業仕分けを通じて、誰が事業を実施する主体として適切かといったこと等について検証を行う。その上で、これら法人に関する制度・規制等の見直しを進める。
- ・民間の創意工夫が活きる公共サービスとするため、公共サービス改革基本方針を決定する。また、「新しい公共」を支える多様な担い手からなる総理主催の会議をこの夏にも設置し、公共サービス分野での包括的連携に関するガイドライン（日本版コンパクト）の検討に着手する。
- ・地域 SB/CB 推進協議会（地域におけるソーシャルビジネス事業者及び支援者のネットワーク）を通じた自治体等との連携を促進する。
- ・NPO等の新しい公共の担い手を、企業による社会的取組と連携し、資金供給や活動基盤の面から一体的に支援する方策を年内を目途に検討する。

- ・子ども・子育てを社会全体で支援する包括的・一元的なシステムの構築を検討している子ども・子育て新システム検討会議等において、現金給付と現物給付の組合せ等を含め、市町村の裁量で一体的に提供する仕組みなど具体的な制度設計を運用上の問題点も含めて検討する。なお、23年度以降の子ども手当については、政府全体で議論し、予算編成過程で結論を得る。